

議案第 49 号

市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について

市立小学校及び中学校の通学区域について（昭和 48 年横須賀市教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 10 月 12 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

市立小学校及び中学校の通学区域について（昭和48年横須賀市教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。

なお、この告示施行の日の前日において横須賀市立浦郷小学校に在学する者の通学区域は、改正後の市立小学校及び中学校の通学区域についての規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 1 号の表横須賀市立夏島小学校の項中「5 丁目」を「5 丁目、追浜東町 2 丁目の内30番地13、33番地 6、33番地17」に、「60番地」を「61番地」に改める。

第 1 号の表横須賀市立浦郷小学校の項中「2 丁目」を「2 丁目（30番地13、33番地 6、33番地17を除く。）」に、「60番地」を「61番地」に改める。

（提案理由）

浦郷小学校の教室不足の解消及び教育環境の向上並びに通学区域を適正にするため